

## (介護予防)認知症対応型共同生活介護の運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社康生会が開設するグループホーム三愛の里うつね（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者（以下「要介護者（要支援者）」という。）に対し、適正な事業サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者的人格を尊重し、常に要介護者（要支援者）の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、認知症（急性を除く。）の要介護者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、利用者それぞれの能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように、必要なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所の従業者は、認知症（急性を除く。）の要支援者（要支援2に限る。）に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の支援と機能訓練を行って心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持・向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者・家族に対しサービス提供等について理解しやすいように説明を行うものとする。

5 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、「亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年亀岡市条例第33号）及び「亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年亀岡市条例第34号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (介護予防認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護の運営方針)

第3条 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては第2条に加え、次の点に留意する。

- 1 本事業所は利用者が出来る限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営む事ができるよう支援し、利用者の意欲が高まるような適切な働きかけを行うと共に利用者の可能性を引き出す支援を行う。
- 2 短期利用共同生活介護は、共同生活住居の定員の範囲内において空いている居室等を利用するもので利用者の数は1名とし、利用期間は30日以内とする。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム三愛の里うつね
- (2) 所在地 亀岡市宇津根町土井ノ内48番地1

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者

に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 2人（常勤1人、非常勤1人）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう、認知症対応型共同生活介護計画および介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。）の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等の他の関係機関との連絡、調整等を行う。

(3) 介護職員 18人（常勤15人、非常勤3人）

介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供を行う。

(4) 事務職員 1人（常勤職員1人）

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(5) 看護職員 1人（非常勤職員1人）

看護職員は、利用者に対する日常的な健康管理をおこなう。通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整にあたる。

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は18名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 本事業所は、利用者の個別事情を考慮した上、その特性に応じ、次の各号によりサービスを提供する。

(1) 介護は、利用者の認知症症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、妥当適切に行う。

(2) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するため、適切な技術をもって行う。

(3) 介護は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動を支援する内容とする。

(4) 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と共同で行うよう努めるものとする。

(5) 利用者又はその家族が、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続を行うことが困難な場合は、その者の同意を得た上、当該手続の代行を行う。

(認知症対応型共同生活介護計画)

第8条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を個別に作成する。

2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、地域活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

3 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容を利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に計画を交付する。

4 認知症対応型共同生活介護計画の作成後において、事業所の他の介護従業者と連携して実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行う。

(利用料その他の費用)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じその1割もしくは2割、もしくは3割とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 家賃（専用居室・共同施設・設備使用料）

(2) 食材料費

(3) 光熱水費

(4) 共益費

(5) おむつ代等

入居金

但し、法定代理受領サービスに該当しない費用については、事業者の判断により減免する場合がある。

- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその身元引受人に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項の利用等の支払を受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない事業の利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 事業の対象は、要介護状態又は要支援状態（要支援2に限る。）であって認知症の状態にあるもので、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。ただし、次のいずれかに該当するものは対象から除かれる。

- (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合
  - (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合
  - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
  - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
  - 4 利用者の退去に際しては、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえたうえで、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、市、身元引受人等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 4 事業の提供により事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとする。
- 5 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、自然災害、火災、その他防災対策について、計画的な防災訓練と設備の改善を図り、利用者の安全に対して万全を期するものとする。

- 2 前項の実施については、年6回以上の避難訓練等を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その

他の物件の提出若しくは提示の求め又は市からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

#### (身体的拘束等の禁止)

第15条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととする。

2 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

#### (衛生管理等)

第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

#### (運営推進会議)

第17条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

#### (虐待防止の措置)

第18条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずる。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針を整備
3. 虐待の防止のための研修を定期的に開催
4. 前第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

#### (その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、(法人名)と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成29年2月22日から施行する。  
改訂 平成30年4月 1日から施行する。  
改訂 平成30年5月 1日から施行する。  
改訂 平成31年4月 1日から施行する。  
改訂 令和 2年4月 1日から施行する。  
改訂 令和 6年4月 1日から施行する。  
改訂 令和 6年10月24日から施行する。